歴史的資源を活かした景観まちづくりと 修景指針に関する研究

-長崎市中島川・深堀地区を対象に-

丸山一寿*·安武敦子**

Study on landscape design utilizing historical resources and a guideline on landscape

-Case study of Nakashima River and Fukahori area in Nagasaki City -

by

Kazuhisa MARUYAMA* and Atsuko YASUTAKE**

We clarified the actual situation of scenery management of Nakashima River area in Nagasaki city by comparing with Kanazawa city. In addition, we classified facade design and examined approaches to subsidy system and landscape standard. As a result, while public landscape management did not progress well, we also found activities to improve the landscape voluntarily. Next, we conducted a questionnaire survey in Fukahori area. As a result, it became clear that it was necessary to raise the awareness of the residents and to prepare support systems such as grants.

Key words: landscape control, Nagasaki, Kanazawa, Machiya

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

我が国において、町家や洋館など歴史的資源のある 景観は、まちづくりの重要な核となっている。法的に も、1975年に制定された伝統的建造物群保存地区の指 定をはじめ、都市景観条例に代表される景観コント ロールの手法などは、最終的に 2005年に制定された 「景観法」という形に収斂され^{文1)}、歴史的なまちなみ の保存・再生・活用に対する人々の関心と行政の動き がますます高まっている。

現在、景観法等を根拠に、「景観まちづくり」 注1)が 全国各地で行われている。「景観まちづくり」は二つの 捉え方があり、雑然とした街路景観に対して、不要な 看板を外す、電線類を整理する、建物の外観を整える、などの修景活動のような、「景観をよくすることを目 的としたまちづくり」(目的としての景観)と、衰退した商店街がその再生を目的として、まずは景観整備を 行うなど、何かの目的のために「景観形成を手段とするまちづくり」(手段としての景観)である^{文2)}。

また、「景観まちづくり」を踏まえ、伝統的なまちなみを活かすまちづくり行う際に、2008年に制定された、

令和元年7月12日受理

** システム科学部門(Division of System Science)

「歴史まちづくり法」 $^{\chi_3}$ を根拠として行うことができる。ここでは、新たに「歴史的風致 $^{\pm 2}$ 」という概念が導入され、まち全体が長年保全してきた文化的行事の背景として美しい歴史的まちなみが存在すべきであるという考え方が明確に打ち出されたのである。

よって、伝統的なまちなみの保存・再生・活用するために行うには、「目的としての景観」と「手段としての景観」の両方を踏まえ、かつ、個性あるまちづくりでなければならない。本研究は、景観コントロール(目的としての景観)がどの程度機能しているか、また、民間の自主的な修景活動(手段としての景観)と合わさってどのような効果が表れているのかを明らかにする。そして、歴史的資源を活かした景観が残る地区に有効な修景指針を見出すことを目的とする。

1.2 研究の位置付けと研究方法

本研究に関連する既往の研究を分類すると,景観形成基準に着目した研究 $^{(4)}$,歴史的まちなみ再生の方法論示した研究 $^{(1)}$,自治体自主制度による修景実態示した研究 $^{(5)}$,の3つが挙げられる。

景観形成基準に着目した研究では、景観形成基準の 規定内容について言語的な分析を行い、基準文の明示

^{*} 工学研究科(Graduate School of Engineering)

性・抽象性を明らかにしており、基準の内容が抽象的 なものが多い場合は、ばらつきが大きく、全体として 有効に運用されているとは言えないと考察している。

歴史的まちなみ再生の方法論示した研究では、特徴的景観要素の集積を示したまとまり分布グラフを描くことにより、景観構造の視覚化を行い、まちなみ助成制度の修景効果の検証することができ、都市構造の把握や用途地域などの法制度による住宅形式の変化を読み取ることができると考察している。

自治体自主制度による修景実態示した研究では、外観意匠の類型化を行った上で、まちなみ助成制度の活用、修景基準への対応、伝建物の意匠との対応関係を明らかにすることで、建物別に修景方法を考えることができることを指摘している。

以上を踏まえ、本研究の対象は、景観コントロール を行っている長崎市の中でも, 町家等の伝統的な景観 が見られ, 市の景観形成重点地区にも指定されている 中島川・寺町周辺地区(以下,中島川地区)とした。まず, 2018 年 7 月 31 日に長崎市役所まちづくり部まちなか 事業推進室、景観推進室に対してヒアリング調査を行 い,長崎市の制度の現状を把握した。また,全国初の 景観条例を制定し、伝統的な景観において先駆的な金 沢市選定し、2018年9月26日の金沢市役所の景観政 策課, 歷史都市推進課, 2018年9月27日金沢駅前別 院通り商店街地区のヒアリング調査により、金沢市の 制度の現状を把握した。そして, 両市の文献調査も合 わせ, 両市の景観形成基準を分析, 比較し, まちなみ 助成制度の修景効果の検証を行った。次に,2018年11 月 12 日の中島川地区の現地調査を通して,助成制度 により修景された建物(助成建物)と自主的に修景した と推測される建物(自主建物)を確認した。また, 町家等 の外観性質をもつ建築物の外観意匠を類型化し, 助成 制度や修景基準への対応など考察した。次に,都市景 観大賞優秀賞を受賞した長崎市深堀地区の景観まちづ くりに対する意識についてアンケート調査(2019 年 4 月)し、産学官連携の効果と課題を見ていく。

2. 景観コントロール地区の取り組み

2.1 長崎市の取り組み

(1)長崎市景観計画^{文6)}

長崎市景観計画では、長崎市全域を景観計画区域の 対象としているが、特に景観形成が求められる地区を 「景観形成重点地区」に指定しており、それぞれの地 区の特徴を活かした景観づくりを推進している。中島 川地区、深堀地区は、その地域の歴史性を保全するた め、景観形成重点地区に指定されている。

(2) まちぶらプロジェクト^{文 7)}

現在,長崎市は,「陸の玄関口」である長崎駅周辺と

「海の玄関口」である松ヶ枝周辺の整備,さらに県庁や市役所移転など,まちの形が大きく変わっている。このような状況の中,歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部(まちなか)を陸の玄関と海の玄関を上手に連携させながら,賑わいの再生を図ることがこのプロジェクトである。長崎駅,グラバー園,眼鏡橋などを観光地に点在している人々の流れを,その通過点である"まちなか"に誘導し,その魅力を味わってもらいたい意図がある。新大工町から浜町を経て南山手町に至るルートを「まちなかの軸」と設定し,軸を中心とした5つのエリアにおいて,それぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備をソフト施策と併せて進めている。特に中島川地区では、町家修景助成制度を活用した建物づくりや電柱地中化による景観阻害要素の排除などを行っており、3章,4章で後述する。



図1 まちぶらプロジェクトとまちなか軸注3)

2.2 金沢市の取り組み

(1)金沢市景観計画^{文8)}

金沢市景観計画でも金沢市全域を景観計画区域としており、①景観法を活用する指定区域と②市独自条例に基づく指定区域を指定し、その中でも細かく計画地域を指定している^{注4)}。これは、金沢特有の「地形」と城下町の都市構造や各地区に刻まれた「歴史」の積み重ねの上に、様々な「土地利用」が展開されている金沢の風格と魅力を兼ね備えた景観形成のため、こうした重層性のある景観区域指定を行っているものである。

(2)金澤町家再生活用事業^{文9)}

金沢は、幸いにも大きな震災や戦火に遭わなかった ために、藩政期以来の城下町のたたずまいを今でも残 している。特に、伝統的な建築物である金澤町家^{注5)}は、 このような歴史を感じさせ、まちのにぎわいや金沢ら しい魅力を醸し出す大切な景観要素となっている。

この制度は、外観の修復や内部の改修により、こう した金澤町家の積極的な再生と活用を目指すものであ る。伝統的な外観を回復するための修復や復元、柱、 梁,基礎などの主要構造部の修繕及び補強や内部改修 などの取り組みを支援している。

2.3 長崎市と金沢市の景観計画の比較注6)

今回の対象地にかかる景観計画の規制内容を整理す ると、長崎市景観計画では、中島川地区を4つのエリ アと 3 つの通りの計 7 つのゾーンに分け景観規制を 行っており,規制項目を分類すると表1のようになる。 基準の記述では、「道路に面する和風建築物の1,2階部 分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を 行う」という規定が各エリアにおいて見られた。一方, 金沢市景観計画の伝統的街並み区域においては、表 2 のように建物ごとに以下の4つの基準を設け、そのな かでさらに項目をつくり規制している。総じて,長崎 市では,項目数や文面も少なく漠然とした景観規制で あるのに対し、金沢市では文面も各項目で細かい規定 があり, 例えば外壁に関する規定を見ると, 「素材が醸 し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情が感じら れる形態意匠となるよう努める」、「経年変化による味 わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の 採用に努める」、「金沢らしさが感じられるような伝統 素材や地産材の採用に努める」、「色彩は、伝統的な街 並み景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系 で落ち着いた色彩とする」、「複数の色彩を使用する場 合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくな らないようにする」と明記しており、既存のコンテク ストを読み解いた調和を求める景観規制になっている。

表 1 長崎市中島川・寺町周辺地区の景観規制項目

	-	
	7つのゾーン	7 つのゾーン
	全てに共通する項目	個別の項目
や疤	I	0
形態・意匠	0	0
色彩	0	_
敷地の緑化	0	_

表 2 金沢市伝統的街並み区域の景観規制項目

	低層 建築物	中層 建築物	工作物	土地の性質 ・その他
高さ	0	0	0	_
配置	0	0	0	_
形態・意匠	0	0	0	_
色彩	0	0	0	_
屋外設備等	0	0	_	_
緑・用水等	0	0	_	0
駐車スペース・ 駐車場	0	0	_	_
外構付属物 · 自動販売機	0	0	_	_
広告物等	0	0 –		_
塀・垣・柵等			0	_
土地の形質等	_	_	_	0
擁壁・のり面等	_	_	_	_
路外駐車場	_	_	_	0

3. 町家景観形成の現状

3.1 町家の定義

町家(町屋)とは、民家の一種で町人の住む店舗併設型住宅であり、通りに面して比較的均等に建ち並ぶ点に特徴がある^{×10}。長崎市や金沢市が指定するものは、

一般の建物と区別するため、建築基準法施行(昭和 25 年 5 月 24 日)以前に建設された伝統的工法による和風建築物を町家としている。また、「町家的振る舞い 5 原則」 **11)によれば、①隣家と接する(接隣)、②細長い平面構成による奥行きのある空間(長屋)、③切妻平入形式、④道路に接して建つ(接道)、⑤間口を使い切る、の要素があれば、新築、建て替えなどによる建築物であっても、町家とみなすことができるとある。よって、本稿では、「町家的振る舞い 5 原則」の特徴もつ建物か格子などの伝統的な要素を持つ建物であれば、町家として捉え、修景パターンを考える。

3.2 町家景観保全のため施策

(1)長崎市の助成制度

長崎市では、景観計画やまちぶらプロジェクトを根拠に中島川地区の整備を行っている。特に、町家等を活かしたまちなみづくり^{×12)} を進めるために、既存の町家の維持、保全及び復元のための工事や、町家以外の建物等で町家風外観形成に係る工事の経費の一部の助成を行っている(表 3)。助成の対象となる経費の助成率は、最高 50%であり、助成限度額の最高は、町家等建築物の外観に関わる経費の 400 万円である。また、全 11 項目中 7 項目が 50%である。

表 3 中島川・寺町周辺地区のまちなみ助成制度

項目	助成対象経費	助成 率	項目ごとの助 成限度額(円)	全体の助成 限度額(円)				
	基本設計及び実施設計 に係る経費のうち外観 にかかる経費	1/3	100万	1202100				
	建築物等 (門、塀及び柵を除く。)の工事費のうち外観に係る経費	1/2	400万					
m-	建築設備の隠ぺい等の 工事に係る経費	1/2	50万	600万				
町家等	屋外広告物の設置等に 係る経費	1/2	50万	6007				
₹	防火仕様の改善及び構 造補強工事に係る経費 並びにこれらに付随す る内部修繕に係る経費	1/2	200万					
	門、塀及び柵の工事に かかる経費	1/3	100万					
	備考 建物全体の耐震診断 成の対象外。	r、耐震設語	計及び耐震改修に係	系る経費は、助				
町	基本設計及び実施設計 に係る経費のうち外観 にかかる経費	1/3	50万 (50万)					
家等以	建築物等(門、塀及び柵を除く。)の工事費のうち外観に係る経費	1/2	200万(100万)	200万				
外 の	建築設備の隠ぺい等の 工事に係る経費	1/2	25万 (25万)	(100万)				
建 築	屋外広告物の設置等に 係る経費	1/2	25万 (25万)					
物	門、塀及び柵の工事に かかる経費	1/3	5 0 万円 (2 5 万)					
	備考 () 内の金額は、新築工事の場合に適用。							

(2)金沢市の助成制度

金沢市では、景観計画や金澤町家再生活用事業を根拠に、伝統的な建築物である金澤町家を中心とした歴史的まちなみの保全に取り組んでいる。特に、金澤町家再生活用事業のまちなみ助成(表 2)では、助成の対象となる経費は最高 50%であり、助成限度額は、店

舗等建築物の外観に関わる経費の 250 万円である。また、全9項目中7項目が 50%であり、中島川地区と項目数は同程度である。

表 4	金沢市金澤町家再生活月	1 車業

建築物 種類	対象となる 経費	補助率	限度額(円)
店舗等 以外	外部修復工事 内部・内装 改修工事	50% (補助対象事 業に要する経費の 1/2 以内)	150万(屋根の改修工事及 び内部・内装改修工事は それぞれ50万)
店舗等	外部修復工事 内部改修工事 内装改修工事 設備機器整備	50% (補助対象事 業にする経費の 1/2 以内)	250万(屋根の改修工事は 50万、内部改修工事、内 装改修工事及び設備機器 整備は合計 150万)
	耐震性能診断	その事業に要する 費用の 3/4 以内	30 万
町家	防災構造 補強設計	その事業に要する 費用の 2/3 以内	20 万
	防災構造整備	50% (補助対象事 業に要する経費の 1/2 以内)	250 万

4. 町家景観の実態と修景状況

4.1 長崎市中島川・寺町周辺地区の概要

中島川地区は、江戸時代唯一の外国との窓口であった長崎のまちの中核をなしていた長崎の精神文化をまちなみとともに残す歴史ある伝統的地区である。中島川と石橋、山裾に集中する寺院、間には、舗の商店街、町家の街並みが残っている。この地区は、1580年の骨格がベースとなっており、長崎市内には今も約300軒余りの町屋が残っている。また、まちぶらプロジェクトの中で和のエリアとして位置づけられ、公共事業が率先して進められている。

4.2 町家の類型化

中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度対象地区の総物件数は住宅地図によると 1,084 軒あり、そのうち長崎市が指定する 107 軒が町家であり、町家率は 9.87%である。助成建物(助成制度により修景された建物)は 35 軒あり、助成改修率は 3.2%である。また、自主建物(自主的に修景したと推測される建物)は 72 軒あり、自主改修率は 6.6%であった。

修景の分類を、伝統修景型(昔ながらの町家外観となるように綺麗に修景された建物)(photo1)、現代修景型(昔ながらの町家外観ではなく、新しい素材などを用いて和風に修景された建物)(photo2)、町家同調型(色彩や格子など、部分的に町家景観に合わせた建物)(photo3)の3つに分類を行った。また自主建物は、用途として「住宅のみ」と商店など1,2 階がテナントとなっている「テナントあり」の2つに分類した。

図 4 より、伝統町家型は、全 54 軒のうち、33 軒 (61.1%)が助成建物であり、21 軒(38.9%)が自主建物であった。また、助成建物で現代町家型、町家同調型は合わせて2軒しか見られなかった。自主建物の内訳は、町家同調型が 29 軒と最も高く、町家の雰囲気に合わせた軽度の修景が多い傾向にあるといえる。図 5 では、

伝統町家型が「住宅のみ」よりも「テナントあり」の 割合が高く、修景による集客を意識したためだと推測 できる。また、「テナントあり」ではマンション等のビ ルの1,2 階部分を修景した町家同調型が14軒と最も多 く、簡単な修景が多いことが分かった。

次に、自主建物を色彩修景(主に外壁の色彩が茶・黒系で町家の雰囲気に合わせたもの)(photo4)、要素修景(色彩だけでなく庇や格子などを用いて町家の雰囲気に合わせたもの)(photo5)、全体修景(全体的に町家となるように建て替えや改修・新築したもの)(photo6)の3つに分類し、修景内容別に表した。また、低層、高層(4階以上)にも分け、建物の形状とも合わせて分類した。全体として、要素修景の割合が最も高く、高層建物では、要素修景が「住宅のみ」7軒(87.5%)と「テナントあり」13軒(100%)と3修景の中で最も多い結果となった(図6、図7)。



Photo1 伝統町家型



Photo2 現代町家型



Photo3 町家同調型



Photo4 色彩修景



Photo5 要素修景



Photo6 全体修景

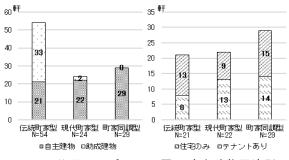


図4修景タイプ

図 5 自主建物用途別 修景タイプ

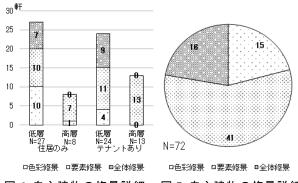


図 6 自主建物の修景詳細

図 7 自主建物の修景詳細

最後に、自主建物の修景による追加の主な外観要素として、ルーバー、格子、その他(庇・外壁など)の3つに分類した。全体として、ルーバーや格子の要素が多く、自主建物では、建物を和風に見せるために用いやすい要素であることがわかった(図8、図9)。

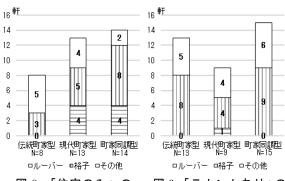


図8「住宅のみ」の 要素詳細

図9「テナントあり」の 要素詳細

5. 長崎市深堀地区の景観まちづくり

5.1 深堀地区の概要注7)

深堀地区は、鎌倉時代に三浦氏が、地頭として着任した時に、地名を自身の姓である深堀と改めた。その後、深堀氏は佐賀藩主鍋島家の家臣となり、深堀から鍋島に改名する。深堀鍋島家は、江戸時代以降もこの地を治め、自身の居城を中心とした城下町を形成した。現在は、昭和43年に深堀、香焼間が工業用地として埋め立てられ、そのほとんどが三菱重工香焼造船所の工業用地となっている。しかし、城下町として形づくられたまちなみを基盤として、数多くの歴史資源が点在し、また後背地の城山や深堀漁港までの眺望は、豊かな自然環境に囲まれている。また、県営住宅や公園、運動場、体育館等の環境整備が図られ、古い伝統と近代的な振興が融和した、新しさと落ち着きが共存する町となっている。

5.2 深堀地区の景観まちづくり^{文14)}

深堀地区は、深堀鍋島家として、長崎市唯一の城下 町であり,カギ型街路や石塀が数多く築かれたが,近 年の住宅開発等で、そのような資源が失われている。 このことに危機感を持った住民が、歴史的景観をまち づくりに活かすため、1996年地域住民主導によるまち づくり推進協議会を設立した。住宅地であるため、景 観まちづくりと自治活動は不可分との考えから,協議 会と自治組織を一体とした独自の仕組みが構築され, 2011年の長崎市景観計画の施行を契機に、地域住民だ けでなく,大学や行政等と協働し,積極的に景観まち づくりに取り組む機運が生まれた。2012年深堀地区景 観形成重点地区の指定,2014年の深堀地区景観まちづ くりガイドライン策定,2017年深堀ふれあい広場の完 成のほか、地区内の5件の景観資産を景観重要建造物 に指定している。また,これらの功績が国に認められ, 都市景観大賞優秀賞を受賞している。

5.3 深堀地区景観まちづくりガイドライン

現在,歴史性や眺望の良さや良好な住宅地を推進するため,景観計画において景観形成重点地区として景観規制(表 5)がある。しかし,あいまいな部分があるため,ガイドラインを作成し,推奨したい基準を提示している。基準づくりにあたっては 2013 年度から住民と長崎大学,長崎市の恊働で,建て主の立場に立って意見を出し,議論して策定した。

5.4 ガイドライン策定後の深堀地区の実態

アンケート調査(2019年4月)により、住民の景観に対する意識とガイドラインの効果を考察する。

表 6 より, 回収率は, 8.5%と低く, 地区別では, 景

観形成重点地区の範囲外である大籠町が最も高い。また、指定範囲内で最も多く歴史的景観が残る3丁目と5丁目の回収率が非常に低い結果となった。

表 5 深堀地区の景観計画

	2 - 11 - 12 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 1
ゾーン	基本的な考え方
共通(全体)	・陣屋跡から城山までの眺望、有海の墓から深堀漁港への眺
	望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため
	建築物等高さの限度を定める。
	・建築物の外壁については、周囲の景観と調和したものとし、
	落ち着きのあるもとする。
	・建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋
	上に設置しない。
	・駐車場は、位置や意匠に配慮し、その存在を強調しないよ
	うに、緑化等による視覚的緩和を図る。
	・歴史的な建造物や寺社の積極的な保全を図る。
	・豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。
武家屋敷通	・城下町としての落ち着きのある景観を形成し、回遊性の高
り景観まち	い空間を創出する。
すじ・まち	・落ち着きのあるまちなみを形成し、圧迫感を与えないため
かど	建築物等高さの限度を定める。
	・歴史的な建造物である石堰の積極的な保全を図る

表 6 深堀地区の人員属性

H 3		町別	深堀 地域	1丁目	2 丁 目	3 丁 目	4 丁 目	5 丁 目	6 丁 目	大籠町
0		世帯数	3109	1768	159	232	264	463	167	56
		総数	6406	3701	330	491	533	927	298	126
2	ᇫ	男	3099	1784	160	234	263	454	147	57
	ш	女	3307	1917	170	257	270	473	151	69
		総計	264	118	41	3	36	- 11	18	37
		男性	75	20	17	1	14	3	4	16
	性	女性	184	96	22	2	22	8	14	20
	別	その他	1	1						
		(空白)	4	1	2					1
		10代	1	1						
		20 代	7	6	1					
		30 代	19	9	2		3	2		3
	年齢	40 代	32	17	6		5		2	2
収		50 代	44	20	4		9	2	6	3
数	25 (125	60 代	76	35	5	2	- 11	3	5	15
**		70 代	56	23	14	1	4	2	5	7
		80 代以上	28	7	9		3	2		7
		(空白)	1				1			
	12	5 年未満	16	13	1	1				1
	住ま	5~9年	9	3			3		1	2
	ょい	10~19年	28	12	5		8	1		2
	年	20~29 年	35	18	4		10	2	1	
	数	30 年以上	149	62	28	2	- 11	6	14	26
	· 1	(空白)	27	10	3		4	2	2	6
回収率(総計/世帯数) 【%】		8.5%	6. 7%	25. 8%	1.3	13. 6%	2.4	10. 8%	66. 1%	

アンケートは,深堀地区の景観への意識や実際の活 動の状況を問い、景観まちづくりの現状を把握する。 まず,深堀地区の景観への意識を考察する。深堀地区 が市の景観形成重点地区(2012年~)に指定されている ことの認知は,171人(66.8%)が知っていると回答した (図 10)。深堀の景観やまちなみに関心があるかは, 179 人(67.8%) が関心あると回答した(図 11)。深堀を魅力 的なまちにするために景観まちづくりは重要かという 設問に対しては, 212人(80.3%)が重要だと回答した(図 12)。このことから回答者の景観に対する意識は高いと いえる。また、景観まちづくりに必要なことの設問(複 数回答可)(図 13)では、「③景観形成に対する経済的支 援」が125票と最も多く、次いで「①長崎市による公 共事業」が109票と多く、個人だけでは困難なこと、 市による支援や事業を必要だと感じていることが分か る。公共事業が多かった理由として,これまでも小学 校や体育館の建設にあたり, 住民主導で景観に配慮し た意匠を取り入れたこと, 道路の舗装を官民で施工し たこと、2017年のワークショップを通じた公園づくり を行ったことが要因として考えられる。

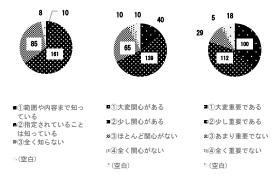


図 10 景観形成 図 11 景観やま 図 12 景観まち 重点地区の認知 ちなみへの関心 づくりの重要性

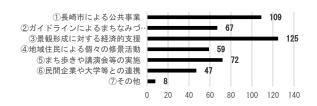


図 13 景観まちづくりに必要だと思う事項

次に、住民自らの修景活動の実態を考察する。景観に関する活動を行った有無の設問(複数回答可)(図 14)では、「④植栽等の緑化」が 54 票と最も多く、地区別に見ても、④の割合が高く、建物の修繕等に比べ、あまり費用もかからず作業も容易にできることから、汎用性の高い修景方法だといえる。また次に、①建築物の新増改築修繕が 21 票あり、着実に建物の修景も進んでいるといえる。

景観まちづくりを啓発するイベントの効果について考察する。まず、2011年以降、年1回程度のペースで講演会やワークショップが行われている。イベント参加経験のある人は回答者の23.1%であった。また、各イベント別に見ると、参加者の8割以上が景観まちづくりに対する重要性を感じている(図15)。また、直近の「⑥深堀ふれあい広場づくりワークショップ(2014~15年)」をみると、複数回開催されたことも一因と考えられるが、参加者数、さらに景観に対する重要性を感じていない層の参加も増えており、直接地区の環境に関わるイベントの方が裾野の拡大には有効性が高いと考えられる。

ガイドライン策定後の実態について考察する。ガイドライン閲覧の有無について(図 16),景観への関心がある人ほどガイドラインをよく読んでおり、関心がない方の人でも、4割程度はガイドラインを読んでいることわかった。また、ガイドライン策定後の深堀地区について(図 17),「深堀の景観が良くなった」への回答

が 133 票(65.5%)あり、これまでの活動の成果が表れているといえる。また、「外来者や観光客が増えた」「地域住民との交流が増えた」「住民の景観意識が高まった」への回答は、いずれも 3 割前後であり、ソフト面での効果はあまり表れていないといえる。

最後に、住民の要望を抽出し、今後の景観まちづく りの方針について考える。今後長崎市に望む事項(複数 回答可)(図18)では、③緑化の推奨が89票と最も多く、 次いで, ①景観づくりの目標や方針の周知の79票, ⑦ 住民が行う景観づくりへの助成の72票となった。こ れは、今回の調査で明らかになった緑化への意識の高 さや修景活動への支援を望む声の多さなど, この設問 でもみえる結果となったといえ、景観形成重点地区に 指定するだけではなく, 景観計画や助成金の仕組みな ど市の制度をより多くの住民が理解できるような取り 組みが必要であると考える。また, 今後長崎大学等有 識者に望む事項(複数回答可)(図 19)では,②住民が行 う景観づくりへの専門的知識の提供が106票と最も多 い結果となった。これは、修景意思があっても、修景 の進め方がわからない住民が多いといえ, ガイドライ ンで知識を提供するだけではなく、現地で直接住民と 話し合いながら修景方法の提案などをする必要がある といえる。

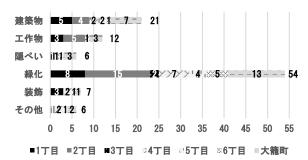
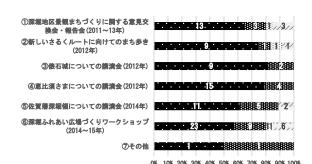


図 14 自主的な修景行為数と地区別割合



■①大変重要である B②少し重要である B③あまり重要でない - ④全く重要でない C(空白)

図 15 景観まちづくりの重要性とガイドラインに 関連したイベントの参加有無

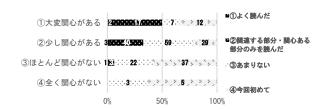
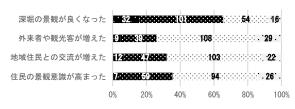


図 16 景観への関心とガイドラインの閲覧有無



■大変そう思う ■ややそう思う あまり思わない 全く思わない

図 17 ガイドライン策定後の深堀について

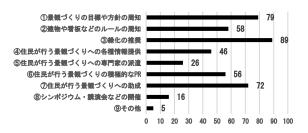


図 18 今後長崎市に望む事項

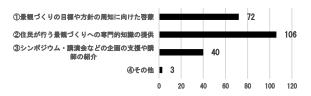


図 19 今後長崎大学等有識者に望む事項

6. まとめ

まず景観形成基準を比較すると,長崎市は項目数や 文面も少なく漠然とした景観規制であるのに対し,金 沢市は,文面も各項目で細かい指定を明記している。 助成による修景は,両都市の助成率は同程度あり,助 成を利用した改修率も 2%前後とともに低く,助成に よる修景はあまり進んでいないことがわかる。また, 長崎市中島川・寺町地区の現地調査から,自主修景は, 町家同調型のような町家要素を取り入れた簡単な修景が最も多く,取り入れられる町家要素は格子やルー バー等に限られている。長崎市景観計画の文面に外壁 や建具についての細かい記載がなく,指針等もないことが要因だと考える。なお修景は「テナントあり」に 多く,町家の雰囲気を継承することが集客につながる と認識され,実施されていると考えられる。

深堀地区では、回答者の景観まちづくりへの関心や

重要性などの意識は高い傾向にあり、緑化活動などの容易な修景活動は多く行われ、建築物や工作物の修景も着実に行われていることがわかった。ただし、アンケートの回収率が8.5%と非常に低く、回答者は、景観まちづくりに対して意識が高い傾向にあると考えられる。深堀地区の活動は、自治会など一部の人々の尽力によって達成されている面が多く、関心のない層に対して、景観まちづくりへの意識拡大が課題といえる。また、長崎市や大学等の支援を望む声は多くあり、イベント等に通じた住民全体を巻き込む取り組み必要であると考える。

このように、伝統的なまちなみの創出と修景には、 各自治体の景観コントロール(目的としての景観)が思 うように進まない現状があるが、市民による自主修景 活動も見られ,特に中島川地区では,テナントが主体 となって,まちの雰囲気を調和に導いている。しかし, 市民による修景活動は、町家同調型や要素修景のよう な外観の部分的なものが多く, 伝統的な町家景観の保 全と再生には, 市民の建物を充分に修景できる助成と 制度を整えることが必要だと考える。また,深堀地区 のように、産学官連携のまちづくりにおいても、景観 まちづくりに積極的なのは, アンケート回収率から見 ても一部の住民だけだと言え, より効果的な景観まち づくりを進める上では、住民全体に関心を持ってもら う必要がある。景観まちづくりの手法としても, 行政 側が出せる予算や条例には限度があるため、自主修景 を誘引するような市民のまちづくりの手段としての景 観のコントロール手法を考えなければならない。その ためには,外観を整えることや植栽等の緑化などの景 観への配慮がまちなみの雰囲気創出に繋がり、まちの 活気を高めるといった流れを市民の共通認識として地 域に根付かせることが必要であり、それが「手段とし ての景観」まちづくりとなると考える。実際に、深堀 地区では, 植栽等の緑化活動は広がりを見せており, 中島川地区でも応用可能だと考える。よって、行政の 「目的としての景観」まちづくりが"これはまちの魅力 向上のための手段"だと市民に理解され,受け入れられ るものでなければ、修景活動は進まないと考える。

今後は、深堀地区のガイドラインの有効性を検証し、中島川地区の効果的な修景方法を引き続き模索していきたい。また、金沢市の助成率が高いこまちなみ保存区域や伝統的建造物群保存地区も調査し、さらに、歴史的な茶屋街や商店街の看板建築などの通りに面して建ち並ぶ建物についての調査ももとに、建物の連続性による景観を考察したい。

謝辞:資料提供や助言を頂きました長崎市まちづくり 部まちなか事業推進室と金沢市歴史都市推進課,景観 政策課,深堀地区アンケート調査に協力していただい た,長崎市まちづくり部景観推進室,深堀地区の住民 の方々には、深く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 街並み景観データベースを活用した歴史的町並み再生の方法論 に関する研究-岡山県高梁市における景観構造の視覚化とまち なみ助成制度による修景効果の検証- 古市 修,小林正美,泉山 塁威,野口弘行,内山善明 日本建築学会計画系論文集 第77巻 第673号 pp.619-628 2012年3月
- 2) 景観とデザイン 内山久雄監修 佐々木葉著 オーム社 平成27年 3月25日
- 歴史まちづくりの手引き(案) 国土交通省 国土技術政策総合研究所 ISSN 1346-7328 国総研資料第723号 平成25年2月
- 4) 金沢市における独自条例による景観形成基準の内容と運用実態 川上光彦,後香織,小柳健,西野達也 日本建築学会計画系論文集 第77巻 第671号 pp.75-83 2012年12月
- 5) 修理・修景型の自治体自主制度による修景実態に関する研究-名 古屋市有松町並み保存地区における外観意匠の類型化と伝統的 建造物との対応関係- 北山めぐみ,山本直彦,平尾和洋,増井正哉 日本建築学会計画系論文集 第79巻 第706号 pp.2689-2698 2014 年12月
- 6) 長崎市景観計画 長崎市 平成23年4月(平成29年2月変更)
- 7) まちぶらプロジェクト 長崎市まちづくり部まちなか事業推進 室 平成28年4月
- 8) 金沢市景観計画 金沢市 平成21年
- 9) 金澤町家再生事業 金沢市歴史都市推進課町家保全活用室 平成 28年6月
- 10) 町屋と町並み 伊藤毅 山川出版社 2007年
- アトリエワンと歩く 金沢,町家,新陳代謝 アトリエワン著 金 沢21世紀美術館 2007年8月13日
- 12) 中島川・寺町地区まちなみ整備助成制度 長崎市ホームページ 2018年6月26日更新
 - http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/666000/p010178.html
- 13) 深堀地区景観まちづくりガイドライン 長崎市まちづくり部景 観推進室 第二版平成31年3月発行
- 14) 「深堀地区」が国の都市景観大賞優秀賞を受賞 長崎市ホーム ページ2018年8月22日更新
- http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/667000/p031636.html 15) 伝統的なまちなみの創出方法と修景指針に関する研究-長崎市 と金沢市を通して- 丸山一寿 安武敦子 日本建築学会九州支

部研究報告 第58号 pp.425-428 2019年3月

16) 長崎県長崎市深堀地区における景観まちづくりガイドラインの 策定過程と運用 渡辺貴史 安武敦子 造園技術報告集 9号 pp.126-131 2017年3月

注

- 注1) 景観を良くしていくことを意識したさまざまな計画,事業,活動 を「景観まちづくり」と総称する。 文 2 の p150 より
- 注2) 歴史的風致:地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した 人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び その周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地 の環境。
- 注3) 文 7)の p2 より
- 注4) ①では、景観計画区域(市全域)において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」と指定し、これらの区域の総称を「景観形成区域」としている。②では、金沢市の優れた眺望を後代の市民に継承するため、「眺望景観保全区域」を指定し、良好な眺望景観の保全に向けた景観誘導を進めている。また、金沢特有の景観の趣きを醸し出す景観資産を保存保全するため、「こまちなみ保存区域」、「寺社風景保全区域」、「斜面緑地保全区域」、「川筋景観保全区域」、「保全用水に係る区域」を指定し、適切な景観の規制・誘導を進めている。
- 注5) 金澤町家:金沢では町家,武士系住宅,近代和風住宅など,多種多様な歴史的建築を総称として「金澤町家」と呼んでいる。
- 注6) 長崎市は文 6)の pp.19-25 より、金沢市は文 8)の pp.92-96 より
- 注7) 文 6)の p45, 文 13)の p8 より, 抜粋。